

平成14年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の
政策への反映状況に関する報告(概要)

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第19条の規定に基づき、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について、法施行(平成14年4月1日)後初めて取りまとめ、平成15年6月13日に国会に提出するとともに公表するもの

(参考) 法第19条 政府は、毎年、政策評価及び第12条第1項又は第2項の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

各行政機関は、法施行に合わせて「政策評価に関する基本計画」及び「平成14年度事後評価の実施計画」を策定し、これらに基づき、事前・事後の評価を実施。その結果等を評価書として公表(法第10条第2項)

評価専任組織としての総務省は、「政策の評価に関する計画」(法第13条第1項)を策定し、これに基づき、各行政機関の政策の統一性又は総合性を確保するための評価を実施し、その結果等を評価書として取りまとめ、意見を付して関係行政機関の長に通知するとともに公表(法第16条第2項)

各行政機関が行った政策評価について、その客観性の達成水準等の審査を行い、結果を取りまとめて関係行政機関に通知するとともに公表

報告書の主な内容

1 各行政機関における事前・事後別、評価対象別の政策評価の実施状況

事前評価 : 評価の実施が義務付けられている個別公共事業及び研究開発課題については、関係行政機関において着実に実施
義務付けられていない新規施策等、15年度予算概算要求に係る事業等についても自主的に取組

事後評価 : 政策の特性と評価の必要性を踏まえ、行政の幅広い分野を定期的に、特定のテーマを適期に、個別の継続事業又は完了後・終了時の事業等を幅広く実施
評価の実施が義務付けられている未着手・未了の事業等については、関係行政機関において着実に実施

(単位:件)

行政機関名	事前評価					事後評価						合計
	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	研究開発課題を対象	新規施策等(規制を含む。)を対象	左記以外の15年度予算概算要求に係る新規事業を対象	計	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等(研究開発課題等)を対象に評価(事業評価方式等)	完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)を対象に評価	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価	計	
内閣府	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	3
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	17	17	-	-	-	-	-	-	17
防衛庁	-	10	-	8	18	-	16	7	16	-	39	57
金融庁	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	26	26
総務省	-	18	-	-	18	83	-	-	-	-	83	101
公正取引委員会	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	2
法務省	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
外務省	-	-	-	-	-	-	118	-	-	41	159	159

財務省	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	40	40
文部科学省		29	-	33	62	125	2	15	-	-	142	204
厚生労働省	-	16	-	51	67	161	-		-	-	161	228
農林水産省	6,011	22	-	-	6,033	70	-	23	1,103	注2 532	1,728	7,761
経済産業省	-	-	133	-	133	-	-	30	9		2	41
国土交通省	922	29	48	-	999	-	11	2	13	1,082	1,108	2,107
環境省	-	-	1	-	1	48	-		-	-	48	49
計	6,935	124	182	112	7,353	554	148	77	1,141	1,657	3,577	10,930

(注) 1 「個別公共事業(官庁官庁等を含む)を対象」及び「研究開発課題を対象」の欄には、法第9条により実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に取り組んでいるものを含む。
2 農林水産省の「未着手の事業等」は0件、「未了の事業等」は532件である。未了の事業等532件のうち、法第7条第2項第2号により実施が義務付けられている事業54件のほか、自主的に478件の評価を実施している。

2 各行政機関における事前評価の結果の政策への反映状況

評価結果のすべてについて評価対象政策へ反映

平成15年度予算等(15年度予算概算要求、15年度補助事業実施地区の採択等)に反映されているものが大半

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	個別公共事業(官庁官庁等を含む)を対象	研究開発課題を対象	新規施策等(規制を含む)を対象	左記以外の15年度予算概算要求に係る新規事業を対象	計
評価実施件数	6,935	124	182	112	7,353
評価結果を踏まえ、評価対象政策の導入に係る措置を講じたもの	6,935 (6,935)	123 (123)	182 (168)	111 (111)	7,351 (7,337)
評価結果を踏まえ、評価対象政策を実施しないこととしたもの	0	1 (1)	0	1 (1)	2 (2)

(注) 1 表中の()内の数値は、平成15年度予算等(15年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択、公募・外部評価型研究開発課題の課題の採択等)へ反映した件数である。
2 「評価結果を踏まえ、評価対象政策を実施しないこととしたもの」は、政策の有効性等は認められるものの評価事業の実施時期については更なる検討が必要などの理由で15年度予算概算要求を見送ったものである。

3 各行政機関における事後評価の結果の政策への反映状況

評価結果のすべてについて評価対象政策又は同種の政策へ反映

現在実施されている政策への反映件数2,436件中505件(20.7%)について評価結果を踏まえて廃止等を含む改善・見直しを実施

また、2,436件中2,197件(90.2%)については、評価対象政策に係る予算等へ反映

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	事後評価の対象				完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)を対象に評価	合計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適時に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等(研究開発課題等)を対象(事業評価方式等)	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価		
評価実施件数	2,436	554	148	77	1,657	1,141	3,577
政策評価の結果の政策への反映件数	2,436 (2,197)	554 (483)	148 (21)	77 (77)	1,657 (1,616)	1,141	3,577
これまでの取組を引き続き推進	1,920 (1,725)	214 (166)	126 (7)	33 (33)	1,547 (1,519)		
評価対象政策の改善・見直しを実施	450 (421)	339 (316)	20 (14)	43 (43)	48 (48)		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	55 (51)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	53 (49)		
その他	11	0	2	0	9		
今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して反映						1,141	

(注) 1 表中の()内の数値は、平成15年度予算等(15年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等)へ反映した件数である。
2 「完了後・終了時の事業等」を対象に評価、とは、個別公共事業及び個別研究開発課題に係るもので、既に事業が完了した又は終了したものの政策効果の発現状況等を評価するものである。
3 「その他」は、政策への反映を検討中のもの、評価途上において外部要因により当該政策が中止されたものである。
4 「行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)」の評価実施件数554件のうち70件は、農林水産省が70政策分野について実績評価方式を用いて評価を実施した件数である。農林水産省では、評価結果を踏まえ、各政策分野に属する524予算関連手段の反映状況を作成しており、その内訳は、「予算関連手段を引き続き推進」が130手段、「予算関連手段の改善・見直しを実施」が275手段、予算関連手段に属する一部の事業又は全部を廃止、が119手段となっている。

4 評価専任組織としての総務省における政策の評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況

総合性確保評価の4テーマについて評価書を取りまとめ、意見を付して関係行政機関に通知するとともに公表

テーマ名	政策の評価の結果(意見)の概要
地域輸入促進に関する政策評価	1) 新たな輸入促進地域の設定に係る主務大臣の同意については、慎重に対応すること。 2) 既存地域に係る新たな輸入促進基盤施設の整備への支援については、その効果が明らかに認められるものに限定すること。
容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価	1) リターナブル容器(ビールびん等繰り返し使用が可能な容器)の出荷量の減少等に対応し、リターナブル容器の環境面でのメリットを明らかにし、それを消費者に示すこと。 2) 再商品化により得られた物の用途の拡大については、技術開発等により、価格、品質面の改善を図り、あるいは、一般消費者向け以外の製品の用途を開拓していくこと、など。
リゾート地域の開発・整備に関する政策評価	1) 本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要があり、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意(承認)基本構想の徹底した見直しを行う必要があること。 2) 同意(承認)基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における的確な政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずる必要があること。
障害者の就業等に関する政策評価	1) 関係機関相互の連携協力による総合的な指導・支援を一層推進すること。 2) 知的障害者を教育する養護学校における現場実習の履修の機会を確保すること。

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の一環として、平成14年末までに各行政機関から評価書の送付を受けた政策評価計1,088件について、その客観性の達成水準等を審査した結果を2回にわたり取りまとめ、関係行政機関に通知するとともに公表

[政策評価の状況]

概算要求に向けて行われた評価の公表時期について
評価書の速やかな送付と公表が課題

実績評価方式を用いた評価について
事務事業レベルまで掘り下げた分析を行っているものは一部のみ
政策の目標に関し達成しようとする水準が数値化されている政策は、約3割
政策の目的と手段の対応関係を明示的に整理しているのは、8機関中2機関のみ

事業評価方式を用いた評価(研究開発や個々の公共事業の評価を除く。)について
評価の中心は事前評価であり、既存事業に対する評価は極めて少数
効果を定量的に把握しているものは、ほとんどみられない。